

「飯山市障がい者計画(案)」「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)」の
市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について

令和6年(2024年)2月15日
庁議資料・民生部保健福祉課

飯山市では、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間の障がい者施策を総合的に推進するための計画及び、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の障がい福祉サービスの提供体制等の計画について、関係団体の代表者や公募市民などで構成する「障がい福祉計画等策定委員会」において検討を重ね策定を進めてきました。

この度「飯山市障がい者計画(案)」「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)」への市民意見をお聞きするためのパブリックコメントを以下のとおり実施します。

【パブリックコメントの実施】

- 期 間:令和6年(2024年)2月9日(金)～3月10日(日)
- 方 法:市ホームページ及び市役所保健福祉課窓口で計画案を公表し、所定の様式で受付

【計画の概要】

- 飯山市障がい者計画(案) 令和6(2024)年度～令和11(2029)年度
障害者基本法に基づき、市が推進する障がい者施策の理念・基本方針を定める計画。1期6年間とし、国の「障害者基本計画」及び「長野県障がい者プラン」を踏まえ、上位計画となる「飯山市第6次総合計画」や「飯山市地域福祉計画」等関連計画との整合を図り策定。

◇基本理念 『その人の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、
その人らしく生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』

◇取り組みの5つの柱と施策の方向性

障害への理解と権利擁護の推進

障害のある人の自己選択や自己決定の尊重、判断能力に応じた権利擁護や相談支援体制の強化

地域生活の充実

相談支援体制の充実、生活・経済的安定に向けた支援推進、障がい福祉サービスの量的質的充実

安全で暮らしやすい地域づくり

障がい特性に配慮した行政情報等の発信、災害時の支援体制の強化、公共交通など移動支援検討

社会参加の促進

雇用・保健・教育等関係機関との連携による就労支援の促進、就労や創作・生産活動の場の確保

ライフステージに応じたサービス基盤の充実

乳幼児期からの切れ目のない支援体制の整備、インクルーシブ教育の推進、医療的ケア児・者への支援体制の充実

- 飯山市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案) 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
障がい者計画の理念に沿い、障がい者(児)の日常生活を支えるサービス提供体制の配慮事項、サービスの見込量とその確保のための方策等を、北信圏域のサービス体制を基礎に推計し、サービスの質と量の見込みと目標を定めています。

飯山市障がい者計画(案)

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

飯山市

目 次

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象者	3
5	計画における地域の考え方	3
6	飯山市の障がい者数の状況（手帳保持者の推移）	4～5
7	基本理念	6
8	計画の基本的視点	7
9	総合的に取組む5つの柱と施策の方向性	8
10	障がい者計画策定委員会と経過	17
11	参考	18

『障害』という表記について

飯山市では障がいのある人の思いを大切に、心のバリアフリーを推進する観点から、「障がい」と表記しています。ただし、障害者基本法など法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等については、そのまま漢字で「害」と表記しています。

使用している字体について

本計画は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた字体です。

1 計画策定の背景・趣旨

飯山市では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成18年(2006年)に飯山市障がい者計画を策定し、障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成24年(2012年)10月に施行した「障害者虐待防止法」で、障がい者に対する虐待を禁止すると共に、その予防と早期発見のための取組を定めたほか、平成25年(2013年)6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法^{*1}」を制定し、平成26(2014年)年1月には、障がいのある人への差別を禁止し、社会参加を支援する「障害者権利条約^{*2}」が批准されました。

令和5年(2023年)3月に国が策定した第5次障害者基本計画では、障がい者を「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体である」と捉え、障がい者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制限している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本補的な方向を定め、施策の推進を図ることとしています。

障がい者に向けた福祉サービス提供等に関しては、平成18年(2006年)10月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。その後、平成25年(2013年)4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」として改められ施行され、難病等の人々が障がい福祉サービスの対象となるなど拡充が図られてきています。また、長野県では「共生社会」の実現に向け、令和6年度(2024年度)からの障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2024」を策定し、「誰にでも居場所と出番があり、生きる喜びを感じられる長野県」を目指し、施策の推進を図ることとしています。

このような障がい者を取り巻く社会情勢の変化は、本人の自己決定の尊重と、適切な意思決定への支援の重要度を高めており、障がい者差別や権利利益への侵害をなくす「障がい者の権利擁護」や、社会的障壁をなくす「合理的配慮^{*3}」も強く求められています。

飯山市においては令和5年度(2023年度)までの障がい者計画がその計画期間を終えることから、地域の実情を勘案して本計画を見直し、飯山市が推進する障がい者施策の基本的な方針を新たに定めるものです。

*1 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

*2 障害者権利条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国際条約。(詳細はP18～19)

*3 合理的配慮

社会生活や就業、教育などにおいて、平等に参加できるよう、それぞれの障害特性などに合わせて行われる配慮。

2 計画の位置づけ

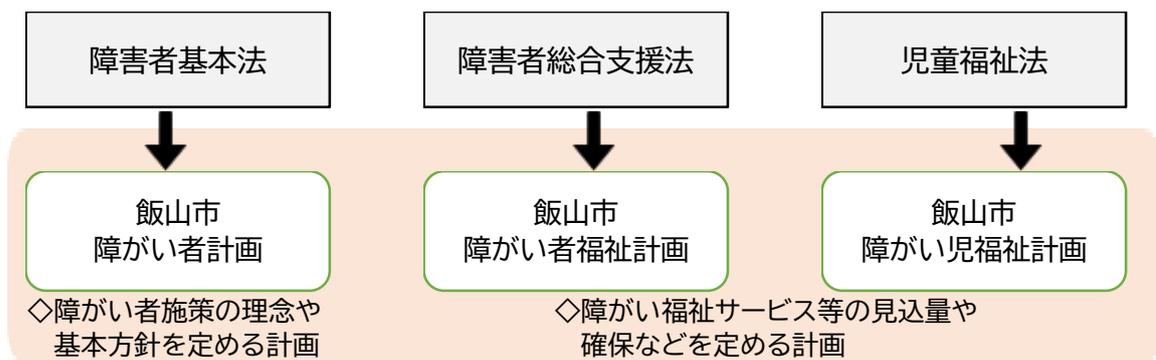
本計画は、障害者基本法に基づき策定する「市町村障害者計画」に位置づけられ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

国の障害者基本計画及び県の障がい者プラン、本市の「飯山市第6次総合計画」の方向性を踏まえるとともに「飯山市地域福祉計画」をはじめ、関連計画との整合性を持ったものとなります。

◆障害者基本法第11条の3(抜粋)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)を策定しなければならない。

図 計画の位置付けと関連計画



3 計画の期間

この計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。ただし、今後の障がい者制度の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

項目 \ 年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
障害者基本計画	令和5年度～令和9年度								
長野県障がい者プラン		令和6年度～令和11年度							
飯山市総合計画	第6次 令和5年度～令和14年度 前期					後期			
飯山市地域福祉計画	令和5年度～令和9年度								
飯山市障がい者計画		令和6年度～令和11年度							
飯山市障がい福祉計画・ 飯山市障がい児福祉計画		第7期・第3期			第8期・第4期				

4 計画の対象者

本計画は、障がいのある人も、障がいのない人も、誰もが互いに尊重し合い、支え合う地域共生社会の実現をめざすために、あらゆる市民の理解と協働が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

*障がい者の範囲

障害者基本法第2条では、障がい者について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁^{*4}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と示されています。本計画では、そのほかに、難病^{*5}に起因する身体上や精神上的の障がいを有する人、高次脳機能障がい等を有し、長期にわたり社会生活上の支障がある人、医療的ケアが必要な障がい児・者を含めて障がい者ととらえます。

5 計画における地域の考え方

障がい福祉サービスの実施にあたっては、障がいのある人が生活する市町村を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

しかし、市町村において実施することが困難な場合は、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービスを確保することが求められています。



長野県では、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理して障がい福祉施策を推進するために、県保健福祉事務所単位の「障がい保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図っています。

飯山市は「北信圏域」に属しており、圏域内の国や県の機関及び関係市町村（中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）との連携により、施策の充実を図ります。

*4 社会的障壁

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで、さまざまな困難や妨げとなっているものや原因をいい、物理的なもの（歩道や出入り口の段差や障害物等）、制度的なもの（障がいがあることを理由に資格や免許の取得を制限するような仕組み）、慣習によるもの（イベントや行事のやり方）、意識によるもの（偏見などにより一方的に決めつけること）などがあります。

*5 難病

厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されています。

①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

6 飯山市の障がい者数の状況等

1. 身体障がい者

令和5年(2023年)4月1日時点の身体障がい者(身体障害者手帳交付者数)は900人で、平成26年度(2014年度)の1,143人をピークに減少に転じています。

また、年齢別構成を比較すると、65歳以上の高齢者の割合は、平成29年度(2017年度)では77.1%でしたが、令和5年度(2023年度)には79.2%となっており、若年から身体障害者手帳を取得した方が高齢化しているほか、新たに65歳以上になってから、身体障害者手帳を取得される方などが増加してきており、今後も高齢化の傾向は続くと推測されます。

2. 知的障がい者

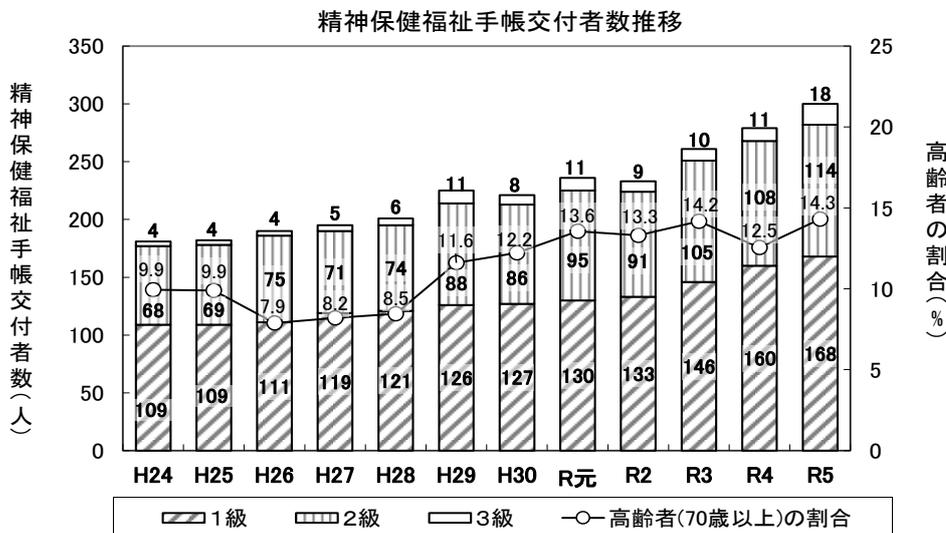
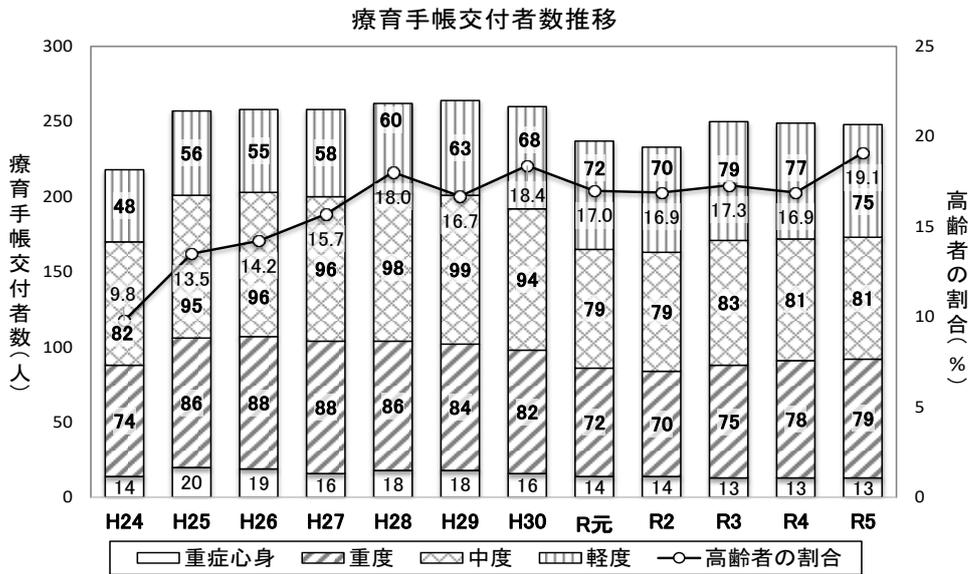
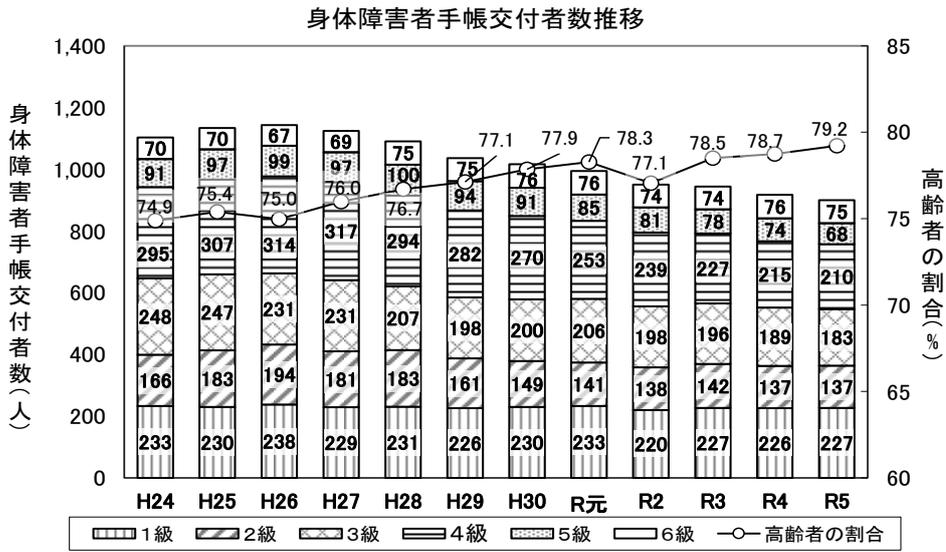
令和5年(2023年)4月1日時点の知的障がい者(療育手帳交付者数)は235人で、障がいの程度別では、重度(A1)の方が79人、中度(A2,B1)の方が81人、軽度(B2)の方が75人となっています。

年齢別構成をみると、18歳から39歳までが39.5%、40歳から59歳まで28.0%と、18歳から59歳までの占める割合が6割以上となっています。

3. 精神障がい者

令和5年(2023年)4月1日の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳交付者数)は、300人となっており、前回計画の統計時点である平成29年度の225人と比較すると、1.3倍に増加しています。障がいの等級別では、1級が168人、2級が114人、3級が18人となっており、障がい程度が重い1級の人割合は、56%と横ばいです。

図 手帳交付者数の推移(各年度 4月1日時点)



7 基本理念

その人の意思に基づき、暮らしたい場所で、暮らしたい人と、 その人らしく生き活きと、安心して暮らせる地域づくり

障害者基本法第1条に規定されているように、障がい者施策は、全ての人が、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い、活かし合う社会(地域共生社会)の実現を目指すものです。

また、このような社会の実現に向け、障がい者が社会の構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに、社会のあらゆる活動への参加を可能とするためには、障がい者自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援することが必要です。

飯山市障がい者計画は、飯山市第6次総合計画及び飯山市地域福祉計画の方針も踏まえ、上記のとおり基本理念を定めます。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



(厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより)

8 計画の基本的視点

○ 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現

障がいのある人が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、教育の場や地域社会において、障がい及び障がい者に関する理解を深め、誰もが人格と個性を尊重し合い、共に支え合う共生社会の実現を目指した施策を推進します。

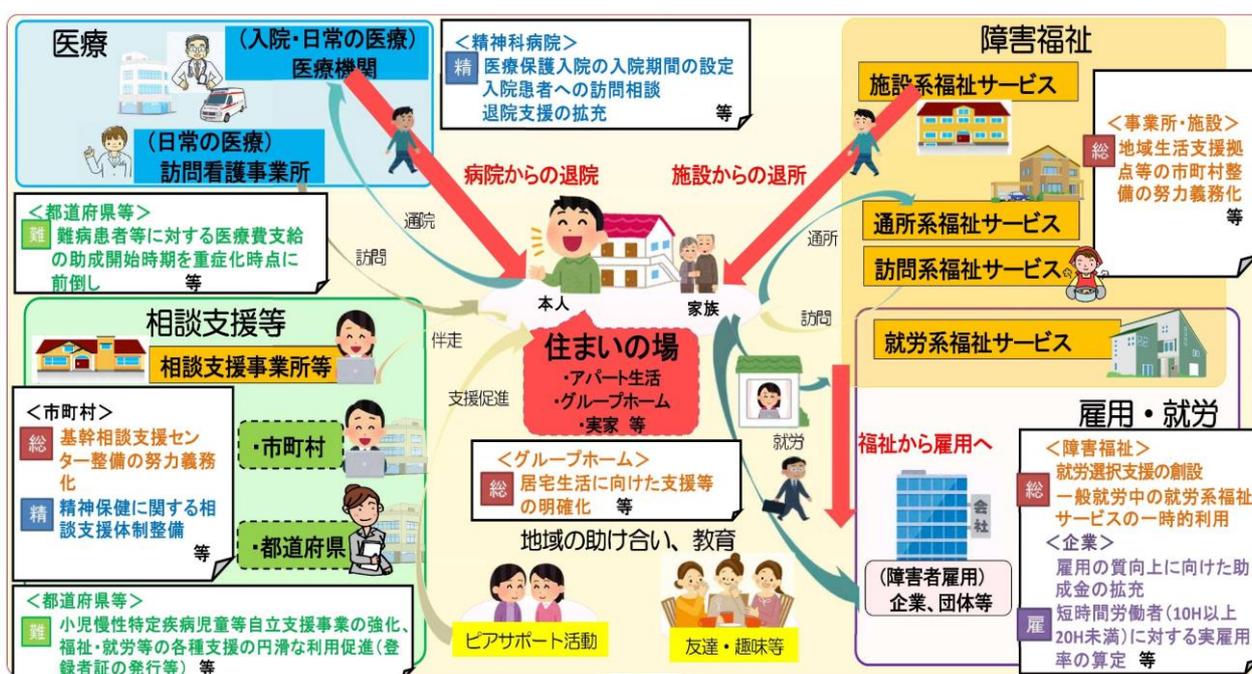
○ 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり

障がいの種別や軽重にかかわらず、自ら選んだ場所で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との施策展開を図ります。また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関との連携を推進します。

○ 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、生きがいを持って働き続けられるよう、就労支援を推進します。また、スポーツや文化芸術活動など、様々な分野で活動できるよう、社会参加の促進を図ります。

暮らし続けることができる体制整備(イメージ図)



(厚生労働省作成資料)

9 総合的に取組む5つの柱と施策の方向性

1. 障がいへの理解と権利擁護の推進

1.1 現状と課題

- 障がい者の社会参加を進める中で、「自己選択」や「自己決定」が重視されてきていますが、一方で権利侵害や財産保全などの課題があります。障がい者等、判断能力が十分でない人を対象に、飯山市社会福祉協議会では利用者との契約に基づき、日常的な金銭管理など安心して自立した生活を送れるよう努めていますが、より支援が必要な人に対し、成年後見制度等を有効活用するため北信圏域権利擁護センター機能の強化を進める必要があります。
- 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや虐待を受けることがないよう、啓発・広報等により障がい及び障がい者に対する理解の促進を図ってきました。地域で制度理解や周知が進んできたことに伴い、虐待が疑われる相談は増加傾向にあります。多様な障がい特性、障がい者への必要な配慮について、より理解を深めていく必要があります。

1.2 施策の方向性

重点 障がい理解の促進、意識啓発

- ・ 障がいや障がい者についての理解を深め、ノーマライゼーション^{*6}理念の普及を図るために、広報やホームページなど様々なメディアを活用し、啓発を行います。
- ・ 北信地域障害福祉自立支援協議会内に設置した「北信圏域障害者差別解消支援地域協議会」で、障がいを理由とする差別事案を検証し、差別解消の取り組みを推進します。
- ・ イベント、各種講座を通じ市民への障がいのある人への差別解消や合理的配慮に関して意識啓発を図ります。

○ 虐待防止に向けた意識啓発

- ・ 障がい者やその家族だけでなく、地域の人々に虐待の予防、早期発見を啓発し、障がいのある人の安定した生活や社会参加を助けるために関係機関等と連携して虐待防止に取り組みます。
- ・ 虐待や不当な差別などの相談は、内容に応じて関係機関と連携して取り組んでいきます。

*6 ノーマライゼーション

障がい者が、障がいがあるからといって特別視されることなく、障がいのあり、なしに関わらず平等にひとりの生活者として、地域社会で暮らしていけるようにするべきだという考え方。

○ 成年後見制度の利用の促進

- ・ 障がいのある人の自己選択や自己決定を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合は、北信圏域権利擁護センターや飯山市社会福祉協議会等と連携して、権利擁護の取り組みを推進します。
- ・ 成年後見制度の市長申立て費用及び報酬費用等の助成制度を継続し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、制度の周知に努めます。
- ・ 権利擁護支援を必要とする人を、適切な支援に結びつけるため、北信圏域権利擁護センターに設置した中核機関を活用し、関係機関や法人後見、市民後見人などの支援者間の連携強化を進めます。

2. 地域生活の充実

2.1 現状と課題

- 障がい者やその家族が身近に相談できる相談体制が求められています。
- 相談支援機関には、ライフステージや障害に応じた専門的な知識が求められ、関係機関が共有・連携して対応できる支援体制が必要とされています。
- 障害年金や障害者手当等の制度周知と申請支援の取組が必要です。
- 地域で生きがいを持ち、安心して生活を送るための、日常生活支援や相談体制の充実と、外出や移動が困難な障がい者のため、移動支援や余暇支援のサービス充実が求められています。また、その社会参加を支援するボランティアや地域住民の支援が必要です。
- 施設入所(入院)から地域移行を進めるために、グループホーム等の居住支援の充実が求められていますが、その一方で、日常生活における困難が大きいと思われる重度障がいや難病、医療的ケアが必要な方を、今後どのように支援していくかという課題があります。
- グループホームなどを利用して、地域で自立した生活を送ることを希望する障がい者とその家族が増加しています。

2.2 施策の方向性

重点 相談支援体制の充実

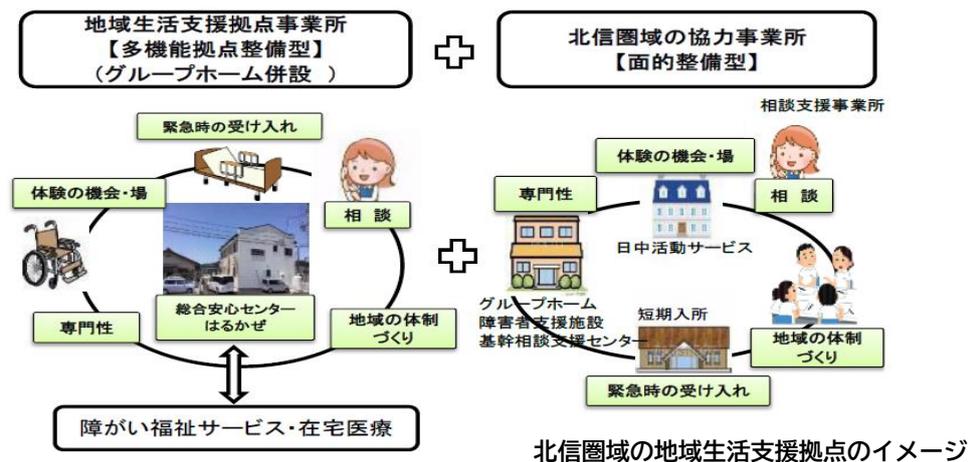
- ・ 市役所担当部署のほか、社会福祉法人高水福祉会に北信6市町村で相談支援事業、相談支援機能強化事業及び基幹相談支援センター業務を委託し、障がい者やその家族の総合相談窓口として機能の充実を図ります。
- ・ 福祉サービスや制度などの必要な情報を、障がいの特性に応じた方法でわかりやすく提供します。
- ・ 障がい者とその能力を發揮できるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定支援と相談支援体制を推進します。
- ・ 充実した在宅生活を実現するため、関係機関と連携しながら、既存サービスの適切な提供に努めるとともに、在宅の介護者等への相談の充実等に努めます。
- ・ 潜在的に支援を必要とする障がい者(児)へアウトリーチ*7を図ります。
- ・ 地域や在宅での生活が困難な重度障がい者(児)が安心して生活を送るための日常生活支援や相談体制の充実を図ります。

○ 生活の安定に向けた支援

- ・ 障がい者就労施設等の工賃向上のため、障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。
- ・ 障がい者の雇用拡大のため、公共職業安定所や就業・生活支援センター等関係機関と連携し、企業への障がい理解の促進と、障害者雇用に係る国の企業助成金制度等の周知を図ります。
- ・ 経済的安定のために障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害児福祉手当等の制度を必要としている人(受給該当者)が利用できるよう、周知を推進します。

○ 障がい福祉サービスの量的・質的充実

- ・ 法定の個別給付や地域生活支援事業のサービス見込み量を障がい福祉計画、障がい児福祉計画に掲げ、その確保を目指します。
- ・ 地域資源の掘り起こしを行い、法定サービスの隙間を埋めるインフォーマルなサービス*8による障がい者の地域生活の支援や充実を推進します。
- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会等が実施する研修会等、支援者のレベル向上のための研修を支援します。
- ・ 多様な障がいに対応し、ライフステージや障がいに応じた保健・医療・福祉サービスの支援者の連携を推進します。
- ・ 障がい者やその家族の地域生活を支援するため、夜間を含めた緊急支援を行っている地域生活支援拠点機能の充実を図ります。



*7 アウトリーチ

さまざまな問題を抱えながらも、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に訪問し、支援の実現をめざすこと。

*8 インフォーマルなサービス

国や地方公共団体による、施策としてのサービスを指す「フォーマルサービス」に対し、法では定められていない地域やNPO等で支えるサービスのことをいう。

3. 安全で暮らしやすい地域づくり

3.1 現状と課題

- 相談が困難な障がい者においては、的確な情報提供やコミュニケーション手段を図ることが必要です。
- 防災対策において、障がい者の視点に立った対策を推進していく必要があります。
- バリアフリーに配慮した公共施設等の整備と、社会的障壁のない合理的配慮を意識した整備運営が求められています。
- 障がい者のニーズや時代に応じた日常生活用具の給付又は貸与、住宅改修に対する支援を推進するとともに、福祉用具等の普及に努めます。
- 障がい者の行動範囲を拡大するために、公共交通を含めた移動手段の確保が課題となっています。

3.2 施策の方向性

重点

総合的なまちづくりの推進

- ・ 障がいのありなしにかかわらず、平等に情報を得られるように、行政情報や災害情報等を発信する際は、障がい特性に配慮した適切な案内表示や情報伝達手段の確保に努めます。

重点

災害時の地域支援体制の整備

- ・ 災害時における地域での支援体制の確立に向け、「ささえあい防災マップ」の作成を推進し、平時からの地域見守り体制の充実を推進します。
- ・ 避難所では、視聴覚障がいのある方等、意思疎通への配慮をはじめ、臨機応変な対応に努めます。
- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、地域・関係機関との連携を緊密にし、災害時の要配慮者への支援体制整備を進めます。
- ・ 災害発生時の福祉避難所の協定など、地域内外の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との連携に努めます。

- 移動しやすい環境の整備促進
 - ・ 障がいのある人を含むすべての人が、安心して外出できるよう歩道幅の確保や段差・傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等に配慮した整備を推進します。
 - ・ 関係機関や事業者等との連携の下、公共交通における障がい者の利用環境向上を図ります。

- 防犯対策の推進
 - ・ 障がい者を犯罪被害や悪質商法から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けて取り組みます。
 - ・ 消費生活等に関わる相談支援に対しては、支援者や関係機関も含め、相談窓口や自己防衛策を周知していきます。

4. 社会参加の促進

4.1 現状と課題

- 障がい者の社会参加や所得確保、経済的自立のために、就業は大きな役割を持つことから、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者が安心して働ける環境を整えていく必要があります。
- 障がい者雇用に関する助成金制度の周知など、各関係機関が連携して雇用側への支援や企業の理解促進を整えていく必要があります。
- 就労支援を活用する障がい者が増える傾向にあります。
- 訓練等給付サービスにおいては、工賃を上げるための方策が求められています。また、障害者優先調達推進法に基づいて、障がい者就労施設が供給する物品等に対する需要増進を図る必要があります。
- 障がい者のコミュニケーション手段の確保のため、手話通訳者の派遣事業を実施していますが、派遣内容が決められており、利用できないことがあります。

4.2 施策の方向性

重点 就労支援の促進

- ・ 就業面及び生活面からの一体的な就労支援を、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと実施します。

重点 多様な就労の場の確保

- ・ 就労支援事業所等関係機関と連携し、雇用前の職場見学・実習等から、雇用後の職場定着までの一貫した支援と、見学・実習先の確保拡大を図ります。
- ・ 障がい者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域参加を支援する地域活動支援センター事業を推進します。

○ 情報提供の充実と意思疎通支援*9の推進

- ・ 手話通訳者や音声ガイドなど、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- ・ 各種福祉サービスや市が発行する広報紙、パンフレット等について、読みやすい字体(ユニバーサルデザインフォント)等、さまざまな障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

*9 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の方法により、意思疎通を支援するもの。

視覚障がいや聴覚障がい等身体障がいの方だけでなく、知的障がいや精神障がい、発達障がいの方も含め、その方の特性にあった方法を選択して支援する。

<意思疎通ツール例>手話、コミュニケーションボード、拡大文字、絵文字(ピクトグラム)等

5. ライフステージに応じたサービス基盤の充実

5.1 現状と課題

- 乳幼児期の母子保健施策等により、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療、保健指導に一定の成果をあげていますが、医療機関等と連携していく必要があります。
- 乳幼児期は、保健師や保育士の相談・支援のほか、母子通園訓練施設事業により、母子関係の育成を支援しています。
- 障がいの状態や発達段階、特性に応じて、必要な配慮を検討し、特別支援学校や小中学校、就学相談委員会が連携し、早期からの支援や教育・就学相談や就学後の継続的な相談・支援を行い、家庭や関係機関との連携した支援に努めています。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に過ごすための環境整備が必要です。
- 特別支援学校等卒業後の支援について、関係機関との連携がより必要とされてきています。
- 障がい者にとって、障がいの軽減や重度化などを防ぐため、保健・医療サービスを適切に受けられることができるよう、地域医療連携が必要です。

5.2 施策の方向性

重点 切れ目のない支援の充実

- ・ 関係機関との連携を強化し、出生時、就園時、就学時等の成長やライフステージにより支援機関が変わっても、継続して支援できる体制整備を図ります。
- ・ 地域の中で安心して生活ができるよう、保育・教育等との円滑な連携を図るとともに、自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な相談支援体制の整備を図ります。
- ・ 障がい者本人の障がいの重度化・高齢化だけでなく、年齢を重ねるごとに家族の高齢化も伴います。介護保険制度への移行を含め、障害者施策にとどまらず、介護・医療・保健などと連携した支援体制づくりを目指します。

重点 インクルーシブ教育*¹⁰の推進

- ・ 児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状況、教育的ニーズに応じた適切な教育がともに受けられるよう、教育委員会と民生部局、学校と相談事業所等と「連絡会議」「支援会議」等を定期的で開催し、連携強化に努めます。

5 ライフステージに応じたサービス基盤の充実

- ・ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副学籍など、居住地域の小学校・中学校の学校行事等の交流や一緒に学ぶ機会を通じ、学齢期から多様性を包み込む「心のバリアフリー」を育みます。

重点

医療的ケア児・者への支援体制の充実

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して包括的な支援が受けられるように、地域の保健・医療等、関係機関との連携促進に努めます。
- 障がいのある子への支援の促進
- ・ 子ども子育ての拠点施設「飯山市子ども館きらら」に整備した放課後等デイサービスセンター利用などにより、障がいのある子どもの自立促進や健全育成を図ります。また、母子通園訓練施設「ゆきんこ園」での、障がいのある子どもと親の親子関係育成を支援します。
 - ・ 特別支援学校高等部や就業相談支援センターなどと連携し、障がいのある子どもが進路を主体的に選択できるよう、就労支援に努めます。
 - ・ 障がいの特性や状態に合わせた診療・支援等が受けられるよう、保健・医療サービスの連携を図るとともに情報提供に努めます。

*10 インクルーシブ教育

障がいのある子どもを、障がいのない子どもと同様に教育や指導をすること。「みんなが一緒に学ぶ」という考え方の教育をめざすもの。

10 障がい者計画策定委員会と経過

(1) 策定委員会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	所属団体
委員長	今清水 豊治	社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会 会長
職務代理	本木 幸子	飯山市ボランティア連絡協議会 副会長
委員	上松 美枝	飯山赤十字病院(地域医療福祉連携課長)
委員	荻原 悦子	NPO 法人 ここから 代表理事 飯山精神障がい者家族会 会長
委員	北川 清吾	飯山市身体障害者福祉協会 会長
委員	久保田桂子	飯山市民生児童委員協議会 会長
委員	鈴木 康弘	飯山公共職業安定所(ハローワーク) 所長
委員	平澤 大介	社会福祉法人 高水福祉会 常務理事
委員	三ツ野 幸美	飯山市手をつなぐ育成会 会長
委員	水野 正彦	公募委員
委員	宮川 友子	飯山市保育園連盟 副会長
委員	宮崎 摂子	北信圏域権利擁護センター
委員	宮下 直久	飯山養護学校 校長
委員	柳 正彦	(株)フジすまいるファーム飯山 地域活動支援センターすまいるtaro 所長

(委員長、副委員長、五十音順)

(2) 委員会開催日

第1回 令和5年(2023年)11月30日

第2回 令和5年(2023年)12月27日

第3回 令和6年(2024年)2月2日

(3) パブリックコメント

令和6年(2024年)2月9日～3月10日

11 参考

障害者権利条約 (外務省パンフレットより)

「障害者の権利に関する条約」の締結※

障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) とは

障害者権利条約は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを決めていきます。条約とは、国際的な約束のことです。障害者権利条約は、障害者の

人権や基本的自由を守るための約束です。障害者権利条約は、障害者がもともと持っている自分らしさを大事にしています。

障害者権利条約ができるまで

条約は、国どうしの話し合いで作れることが普通です。でも、障害者権利条約を作るための話し合いには、障害者団体も参加することができました。それは、障害者の間で広く知られている「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(英語でNothing About Us Without Us)という考え方が大事にされたからです。どの国も、本当に障害者のためになる条約をつくろうと思っていたからです。

日本を代表して話し合いに参加した人々の中には、障害のある人もいました。日本は話し合いがうまくいくよう

協力しました。200人ぐらいの日本の障害者団体の人たちが、ニューヨークにある国連の本部まで行きました。そして、国連での話し合いの様子を聴きました。話し合いは5年近く続きました。そして、2006年12月13日に国連で障害者権利条約のすべての内容が決められました。



日本が障害者権利条約を締結※するまで

日本は、2007年に条約に署名(サイン)をしました。署名は、条約の内容に基本的に賛成していることを表します。署名の後、日本はまず、障害者制度の改革に力を入れました。(右上の表を見てください。)

このような改革が行われたことから、2014年1月20日に、日本は条約を締結しました。

※締結とは、国が条約の内容を守ることを約束することを表します。

わかりやすい版

◆ 2011年 障害者基本法の内容が新しくされました。

障害者基本法は、障害者についての法律や制度の基本的な考え方を決めています。

◆ 2012年 障害者総合支援法が作られました。

障害者総合支援法は、障害者福祉のしくみを新しくしたものです。

◆ 2013年 障害者差別解消法が作られました。

障害者差別解消法は、障害があるという理由で障害者を差別することを禁止しています。また、その人に合った工夫、やり方を配慮することで、障害者が困ることをなくしていくことなどを決めています。障害者への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

◆ 2013年 障害者雇用促進法の内容が新しくされました。

障害者雇用促進法は、障害者が働くとき、働きたいときの差別を禁止しています。障害者が働くとき、働きたいときに困ることなどをなくしていくことも決めています。



障害者権利条約の主な内容

ここから、障害者権利条約の大事な内容を説明します。障害者権利条約の中には、「社会モデル」と呼ばれる考え方が

反映されています。「社会モデル」とは、「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方です。

平等、差別しないこと、合理的配慮

障害者権利条約の第2条では、障害者に「合理的配慮」をしないことは差別になると決めています。「合理的配慮」とは、障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のことです。第5条では、国が障害に基づくあらゆる差別を禁止し、「合理的配慮」がされるよう手続きをとることも決めています。



飯山市第7期障がい福祉計画 (案)

飯山市第3期障がい児福祉計画 (案)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

障がいのある人の自立の支援及びサービスの提供に関する計画

飯山市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の背景 ・趣旨	1
2	基本理念	2
3	障がい福祉サービスの提供体制の考え方	4
4	相談支援の提供体制の考え方	6
5	障がい児支援の提供体制の考え方	7
6	障がい児相談支援の提供体制の考え方	9
7	障がい者の権利擁護、虐待の防止	9
8	計画期間	9
第2章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉 計画の成果目標	10
1	施設入所者の地域生活への移行	10
2	地域生活支援拠点が有する機能の充実	11
3	福祉施設利用から一般就労への移行	13
4	障がい児支援の提供体制の整備等	15
5	相談支援体制の充実・強化等	17
6	障がい福祉サービス等の質を向上するための 取組を実施する体制の構築	18
第3章	障がい福祉サービス等の必要な量（活動指標） の見込みとそのサービス量確保のための方策	19
1	訪問系サービス	19
2	日中活動系サービス	22
3	居住系サービス	25
4	相談支援	27
5	障がい児支援	29
6	発達障がい者に対する支援	31
第4章	地域生活支援事業について	32
1	必須事業	32
2	任意事業(その他の事業)	37
資料1	手帳交付者数の推移	38
資料2	北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図	39

『障害』という表記について

飯山市では障がいのある人の思いを大切に、心のバリアフリーを推進する観点から、「障がい」と表記しています。ただし、障害者基本法など法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等については、そのまま漢字で「害」と表記しています。

使用している字体について

本計画は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた字体です。

第1章 計画策定にあたって

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の背景・趣旨

障がい者制度は、平成15年度(2003年度)において、障がい者の自己決定を尊重するため、行政が障がい者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障がい者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援制度へと転換されました。

平成18年度(2006年度)には、障害者自立支援法の施行により、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者も含めた一元的な制度が確立されました。また、同法では、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系が抜本的に見直されました。さらに、市町村に対して障がい福祉計画(障害者自立支援法第88条)の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

また、平成25年度(2013年度)には障害者自立支援法が改正され、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という)として施行されました。基本理念として「障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない」と掲げられています。

そして、平成26年(2014年度)には障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」が批准されました。

さらに平成28年度(2016年度)に児童福祉法が改正され、上記理念のもと、障がい児通所支援等サービスについても、その提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう障がい児福祉計画の策定が義務づけられています。

飯山市においては、令和3年(2021年度)3月に策定した第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))が、令和5年度(2023年度)でその計画期間を終了することから、新たに第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定するものです。本計画では、総合支援法の基本理念を基にして、障がい者(児)の日常生活を支えるサービスの見込量を確保するための方策等を定めます。なお、計画策定にあたっては、「飯山市第6次総合計画」および「飯山市地域福祉計画」との調整を図りつつ、障がい者施策の基本的方針である「飯山市障がい者計画」、また、「子ども子育て支援事業計画」と整合性を保つものとしします。

2 基本理念

総合支援法や児童福祉法の基本理念及び飯山市障がい者計画(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))の基本理念『その人の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』を踏まえ、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定し、推進します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する」とともに、「必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図る」ことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、さらに難病患者等についても法に基づく給付の対象となっているので、引き続きその旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(公的機関による制度に基づくサービスや支援以外のもの)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携を図りながら、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざします。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

児童福祉法において障がい児福祉計画の策定が義務付けられていること等を踏まえ、「地域支援体制の構築」、「保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携した支援」、「地域社会への参加・インクルージョン^{*1}の推進」、「特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備」、「障がい児相談支援の提供体制の確保」を盛り込み、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的な障がい福祉サービス等の提供にむけて、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組むとともに、支援者支援にかかる取組みについて検討していきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するために、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等と連携しての就労支援をはじめ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援を実施します。

特に、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保や、視覚障がい者等の読書環境の整備について推進します。

(8) 災害時の要配慮者に対する支援

近年、各地で大規模な自然災害が発生しております。

本市におきましても地震(平成23年(2011年)の長野県北部地震など)、台風や豪雨(令和元年(2019年)台風第19号や令和2年(2020年)7月豪雨など)、また平成18年(2006年)の豪雪などにより大きな被害を受けております。

これらに備えるため、市では、「飯山市地域防災計画」の災害時要配慮者計画を具体化し、災害時の要配慮者に対する支援について「飯山市要配慮者支援計画」を平成27年(2015年)11月に策定しました。

令和3年度(2021年度)からは、区長会等と連携して高齢者や障がい者等を対象に個別避難計画の作成を開始しており、引き続き、地域・関係機関との連携を緊密にし、災害時の要配慮者の支援体制の整備を進めます。

*1 インクルージョン

障害者権利条約におけるインクルージョンとは、障がい者が社会の中で当然に存在し、障がいのあり、なしにかかわらず誰もが排除されず、分離・隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であるとの考え方。

3 障がい福祉サービスの提供体制の考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定して計画的な整備を行います。

(1) 訪問系サービスの提供

今後も訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等)の充実を図り、ニーズに対応したサービスを提供していきます。

(2) 日中活動系サービスの提供

今後も日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス)の充実を図り、ニーズに対応したサービスを提供していきます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、当市の6市町村で構成する「北信圏域」として、今後も地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助や自立訓練等の支援を実施し、施設入所等から地域生活への移行を推進します。また、地域との交流機会の確保等に留意し、地域に開かれたものとなるよう推進します。

地域生活支援拠点については、平成27年度(2015年度)に北信圏域で共同設置した多機能型拠点施設「総合安心センターはるかぜ」および専門のコーディネーターとして配置された「地域あんしんコーディネーター」を核にして体制強化を図ります。また平行して圏域内での地域資源を活用した面的整備も推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労定着支援事業、また令和7年度(2025年度)から障がい福祉サービスのメニューに新設される予定の就労選択支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。また、就労期間の安定と長期化を図るため、ジョブコーチ制度等の利用を促進します。さらに、一般就労に伴う環境変化により生じた課題解決に向けて必要となる支援体制を整備し、一般就労への定着を推進します。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズの把握に努めるとともに、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の整備を推進します。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知に努めます。また、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であることから、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援体制の整備を図ります。

4 相談支援の提供体制の考え方

障がい者、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の強化を推進します。

(1) 相談支援体制の充実・強化

地域における相談支援の中核機関として、基幹相談支援センターを北信圏域で設置し、相談支援体制の充実強化を図ります。また地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用します。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域移行の推進に伴い、地域生活への移行のための新たなニーズが顕在化することも想定されるため、計画相談やモニタリングを通して適確にニーズを把握し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援のサービス提供体制の充実に努めます。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者(児)が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しなどを行う「発達障がいサポート・マネージャー*2」の配置を継続します。

(4) 地域自立支援協議会*3の活性化

相談支援事業を適切かつ効果的に実施するためには、福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者の有機的な連携のもと、地域課題の改善への取り組みが不可欠です。北信圏域で構成する北信地域障がい福祉自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」)を中心に関係機関のネットワークや地域支援体制のあり方を協議し、体制整備を推進しています。今後も自立支援協議会の活動へ積極的に参画し、専門部会やワーキンググループ等の活動を通して、障がい者等の実態把握、障がい者等の支援に係る地域資源の開発、支援体制の構築・改善などに努めます。

*2 発達障がいサポート・マネージャー(通称:サポマネ)

発達障がい者及びその家族が年代や分野を超えて一貫した支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活を送ることができる体制を整備するため、支援者(行政、医療、福祉、教育、就労)に対し、総合的な助言や支援の橋渡し等を行う、長野県が認定した者。県内圏域ごとに1名が配置されています。

5 障がい児支援の提供体制の考え方

令和5年(2023年)4月に施行された、こども基本法において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障される」旨が規定されました。また、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように良質かつ適切に支援する」と規定されていること等を踏まえ、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を推進します。

(1) 地域支援体制の構築

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で障がい福祉サービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。児童発達支援センター*4については、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、整備を進めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、障がい児の早期発見及び支援、健全な育成を進めるため、母子保健や小児慢性特定疾病施策、保育園・幼稚園や母子通園施設、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図り、障がい児支援と子育て支援、保健医療との連携体制を推進します。

また、障がい児支援が適切に行われるために、就学、卒業時等において支援が円滑に引き継がれるよう関係機関との密接な連携体制の確保に努めます。

*3 地域自立支援協議会

障害者自立支援法施行規則第65条の10において、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」として位置付けられており、相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するため、「地域自立支援協議会」という名称を用いてその設置が市町村に求められています。

*4 児童発達支援センター

地域の中核的な療育支援施設として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談や障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う機関。

(3) 地域社会への参加・インクルージョンの推進

保育所等訪問支援等を活用し、保育園・幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ、特別支援学校等の育ちの場への支援体制の整備を推進し、障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図ります。

また子ども子育ての拠点施設となる「飯山市子ども館」内に、平成30年(2018年)6月、放課後等デイサービス施設(コンパス)を設置しました。その運営にあたっては、障がいのある子ども、障がいのない子ども双方に配慮が必要であり、その家族も含めてインクルージョンの推進に努めます。また、子ども館全体の運営にあたっては、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の子どもだけでなく、身体障がい(聴覚、視覚、肢体等)の子どもについても利用しやすい環境の整備を進めます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

① 重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、北信圏域の共通課題として、圏域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の整備を推進します。

② 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が、身近な地域で心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の必要な支援を総合的・包括的に受けられるように、自立支援協議会の専門部会において関係者が連携を図る協議の場を設けて支援体制の充実に努めます。また、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターを北信圏域で配置し支援体制の充実に図ります。

③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいの障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズの把握に努めるとともに、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の整備を推進します。

④ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

6 障がい児相談支援の提供体制の考え方

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

7 障がい者の権利擁護、虐待の防止

北信圏域権利擁護センターやまいさぼ飯山等と連携して、権利擁護の取り組みを推進します。なお、令和3年度(2021年度)から北信圏域権利擁護センターを4つの機能(広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能)を担う中核機関と位置付け、北信6市町村で連携を持ちながら成年後見制度利用促進に努めています。また、市福祉事務所に設置している障がい者虐待防止センターの機能及び関係機関との連携を強化します。

8 計画期間

第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)を計画期間とします。なお、今後の制度改革の動向などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

項 目	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
障がい者計画 (6か年)	→			→					
			見直し						
障がい福祉計画 (3か年)	→			→		→			→
			見直し			見直し			見直し
障がい児福祉計画 (3か年)	→			→		→			→
			見直し			見直し			見直し
前年度の計画進捗 状況の点検	毎年6月実施								

第2章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

<国の指針>

① 地域生活移行者数

令和4年度(2022年度)末から令和8年度(2026年度)末までの、入所施設を退所して地域のグループホーム等に移行した地域生活移行者数を、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とする

② 施設入所者数の削減

令和8年度(2026年度)末の施設入所者数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減する

<過去の実績と今後の見込み>

単位：(人)

項目		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
地域移行者数	見込	-	13	1	1	1	1
	実績	0	1				
退所者数	見込	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1				
新規入所者数	見込	-	-	-	0	0	0
	実績	1	3				
年度末入所者数	見込	22	9	8	25	24	23
	実績	25	27				

① 令和4年度(2022年度)末から令和8年度(2026年度)末までの地域生活移行者見込数 ……4人

② 令和4年度(2022年度)末から令和8年度(2026年度)末までの施設入所者の削減見込数 ……4人

前計画においては、圏域内入所施設1か所が日中サービス支援型グループホームへ転換することを前提に、地域移行者数を見込んでいましたが、結果として転換が行われなかったため、見込と実績に差が出ている状況です。

今後は引き続き、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、相談体制を核とした地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助や自立訓練等の支援を実施していくことによって、施設入所から地域生活への移行者を見込みます。

2 地域生活支援拠点が有する機能の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

<国の指針>

- ① 地域生活支援拠点等について、令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備する
- ② 拠点機能の充実のため、コーディネーターを配置する
- ③ 拠点機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

<過去の実績と今後の取組み>

項目		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
地域生活支援拠点等の数 (単位：カ所)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1				
コーディネーターの配置人数 (単位：人)	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2				
運用状況の検証及び検討の回数 (単位：回)	見込	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12				

- ① 地域生活支援拠点等の整備 北信圏域で1カ所
- ② コーディネーターの配置 有り
- ③ 事業検討委員会の開催 年12回

平成27年度(2015年度)に北信圏域内に支援拠点(グループホーム+短期入所)を1カ所整備し、専門のコーディネーターも配置しています。これにより、緊急時の迅速な相談支援の実施や短期入所を活用した常時の緊急受入れの体制が整備され、障がい者本人の状態変化はもとより介護者の急病時等も含め、緊急時の受入れ等が可能になっています。

当圏域での拠点機能(相談、体験・機会の場、緊急時の受入、地域の体制づくりの機能)について、毎月事業検討会を実施し、地域資源を活用して面的整備を進め、多機能型拠点と相互に連携した体制構築を進めます。

(2) 強度行動障害を有する者への支援体制整備

<国の指針>

- 令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

<今後の取組み>

強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備については、自立支援協議会において実施を予定しており、ニーズ・課題を把握したうえで、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を推進します。

3 福祉施設利用から一般就労への移行

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数等

<国の指針>

- ① 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者数を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする
- うち
- I 就労移行支援事業 令和3年度(2021年度)の移行実績の1.31倍以上
 - II 就労継続支援A型事業 令和3年度(2021年度)の移行実績の概ね1.29倍以上
 - III 就労継続支援B型事業 令和3年度(2021年度)の移行実績の概ね1.28倍以上
- ② 各市町村内に所在する就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とする

<過去の実績と今後の見込み>

単位：(人)

項目（一般就労移行者数）		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
就労移行支援から	見込	1	1	1	2	2	2
	実績	2	4				
就労継続支援A型から	見込	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0				
就労継続支援B型から	見込	0	0	0	1	1	1
	実績	1	1				
生活介護・ 自立訓練（機能訓練／生活訓練）から	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0				

- ① 令和8年度(2026年度)の一般就労への移行者見込数
4人

うち

- I 令和8年度(2026年度)の就労移行支援から一般就労への移行者見込数
2人
- II 令和8年度(2026年度)の就労継続支援A型から一般就労への移行者見込数
0人
- III 令和8年度(2026年度)の就労継続支援B型から一般就労への移行者見込数
1人

- ② 令和5年(2023年)12月時点において、当市内に就労移行支援事業所は設置されておられません。

令和2年度(2020年度)に北信圏域唯一の就労移行支援事業所が閉鎖され、一般就労移行者数の低下が懸念されましたが、圏域外の就労移行支援事業所への通所等により、一定の人数が一般就労へ移行している状況です。今後も相談体制を核とした就労移行支援事業の実施や、令和7年度(2025年度)から障がい福祉サービスのメニューに新設される予定の就労選択支援事業の推進等によって、福祉施設利用から一般就労への移行を進めます。

(2) 一般就労定着率等

<国の指針>

- ① 令和8年度(2026年度)の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とする
- ② 各市町村内に所在する就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする

<過去の実績と今後の見込み>

単位：(人)

項目		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	見込	-	-	-	2	2	2
	実績	0	2				

- ① 令和8年度(2026年度)の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者見込数

2人

- ② 令和5年(2023年度)12月時点において、当市内に就労定着支援事業所は設置されておられません。

障がい者の一般就労定着については、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センターをはじめ、自立支援協議会で設置している雇用支援ネットワーク部会など関係機関が連携した支援体制の整備を進めています。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進体制の構築

<国の指針>

- ① 令和8年度(2026年度)末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置すること
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度(2026年度)末までに障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制を構築すること

<今後の取組み>

- ① 児童発達支援センターについては、既存の事業所等の地域資源を活用しながら、自立支援協議会をはじめとする各関係機関の連携を強化することで、児童発達支援センターとしての機能を有する体制の整備を進めます。
- ② 自立支援協議会において、障がい児支援の提供体制整備に関する専門部会を設置しており、保育所等訪問支援の活用と合わせて、障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制を構築しています。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

<国の指針>

- 令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保すること

<今後の取組み>

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、北信圏域内に両機能を兼ね備えた事業所を1カ所確保しており、引き続き、支援体制の充実等を図ります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の指針>

- 各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

<今後の取組み>

医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場として、令和2年度(2020年度)より自立支援協議会に重心・医ケア部会を設置し、またコーディネーターについても北信圏域で2名設置しています。

引き続き、地域での課題に対する検討を進め、コーディネーターを軸とした支援体制の強化を図ります。

5 相談支援体制の充実・強化等

<国の指針>

- ① 令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

<今後の取組み> ※いずれも自立支援協議会単位での見込み

- ① (基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化)

項目	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	30 回	30 回	30 回
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	90 件	90 件	90 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	12 回	12 回	12 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	12 回	12 回	12 回
主任相談支援専門員の配置人数	9 人	10 人	10 人

- ② (協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善)

項目	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3 回	3 回	3 回
参加事業者数・機関数	13 団体	13 団体	13 団体
協議会の専門部会の設置数	7 部会	7 部会	7 部会
協議会の専門部会の実施回数	32 回	32 回	32 回

総合的・専門的相談に対応するため、北信圏域6市町村共同で基幹相談支援センターを設置し、また、自立支援協議会においても相談機関との連携強化に取り組んでおります。

また、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善についても、自立支援協議会で取り組んでいるケアプラン研究会をはじめ、各専門部会において実施しています。

今後も引き続き、相談支援の充実強化・人材育成、関係機関の連携強化を図ります。

6 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制の構築

<国の指針>

- ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ② 障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有

<今後の取組み>

- ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1 人	1 人	1 人

- ② 障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有
北信圏域で取り組むこととし、体制・実施方法等について検討します。

第2章 障がい福祉サービス等の必要な量（活動指標） の見込みとそのサービス量確保のための方策

1 訪問系サービス

<居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援>

<サービス内容>

○居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護や家事等を行います。また、在宅者の通院時等の介護サービス等を提供します。

○重度訪問介護

肢体に重度の障がいがあり常時介護を要する人(18歳以上)が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

○同行援護

重度の視覚障がい者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

○行動援護

知的または精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人が対象になります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

○重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
1 訪問系サービス

<過去の実績と今後の見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	
居宅介護	時間	見込	180	185	190	210	215	220
		実績	167	200				
	人	見込	35	36	37	28	28	28
		実績	25	28				
重度訪問介護	時間	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
	人	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
同行援護	時間	見込	17	17	17	13	13	13
		実績	13	13				
	人	見込	3	3	3	2	2	2
		実績	2	2				
行動援護	時間	見込	421	421	421	308	308	308
		実績	329	288				
	人	見込	12	12	12	9	9	9
		実績	9	9				
重度障がい者等包括支援	時間	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
	人	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

<サービス量の確保策>

- ・社会福祉法人、NPO法人等と連携し、障がい者とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に努めます。
- ・事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい福祉サービス事業所の指定に向けて支援します。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
1 訪問系サービス

<事業所の状況等>

事業所名	所在市町村
飯山市社協ヘルパーステーションゆきつばき	飯山市
居宅介護事業所 ゆりかご	飯山市
はるかぜ	中野市
北信圏域障害者生活支援センター	中野市

2 日中活動系サービス

＜生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、
就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所、就労定着支援＞

＜サービス内容＞

○生活介護

常時介護を必要とする人を対象に、主に昼間、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象)

○自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

○就労選択支援

自身の希望や適性に合った就労系障がい福祉サービス事業所や一般就労先を選択できるように、就労アセスメント等の支援を行います。

○就労移行支援

一般就労を希望する人を対象に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労継続支援（A型、B型）

通常の事業者に雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。利用者が事業所と雇用契約を結ぶA型(雇成型)と雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型(非雇成型)があります。

○就労定着支援

企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

○療養介護

医療を要する障がい者で常時介護を要する人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

○短期入所（福祉型）

介護者が病気などの理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

○短期入所（医療型）

短期入所(福祉型)に併せて治療を行うのが医療型です。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
2 日中活動系サービス

<過去の実績と今後の見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
生活介護	人日分	見込	922	937	952	1,056	1,066	1,076
		実績	1,055	1,036				
	人	見込	58	59	60	60	61	62
		実績	60	58				
自立訓練 (機能訓練)	人日分	見込	4	4	4	9	9	9
		実績	25	9				
	人	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	2	2				
自立訓練 (生活訓練)	人日分	見込	72	72	72	61	61	61
		実績	48	61				
	人	見込	6	6	6	7	7	7
		実績	3	7				
就労選択支援	人	見込	-	-	-	-	1	1
		実績	-	-	-			
就労移行支援	人日分	見込	30	30	30	65	65	65
		実績	84	65				
	人	見込	3	3	3	4	4	4
		実績	5	4				
就労継続支援 (A型)	人日分	見込	264	284	304	214	214	234
		実績	236	194				
	人	見込	14	15	16	13	13	14
		実績	13	12				
就労継続支援 (B型)	人日分	見込	876	876	876	1,040	1,055	1,070
		実績	914	1,010				
	人	見込	59	59	59	68	69	70
		実績	62	66				
就労定着支援	人	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	0	2				
療養介護	人	見込	7	7	7	9	9	9
		実績	8	9				
短期入所 (福祉型)	人日分	見込	52	52	52	93	93	98
		実績	78	88				
	人	見込	12	12	12	18	18	18
		実績	15	17				

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
2 日中活動系サービス

サービス名	単 位		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
短期入所 (医療型)	人日分	見込	8	8	8	1	1	1
		実績	1	1				
	人	見込	2	2	2	1	1	1
		実績	1	1				

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

※人日分とは

支給決定している障がい者の1か月間(1年間)の生活介護の利用日数が、
Aさん15日/月(180日/年)、Bさん22日/月(264日/年)、Cさん14日/月(168日/年)の場合、**合計51日/月(612日/年)÷22日(264日)(通所系は22日、入所系は30日)=2.32人(2.32人) ⇒1日当たりの平均利用者数**

<サービス量の確保策>

- ・障がい者が、障がいの状態や希望に合わせて施設を選択できるよう、日中活動の場の整備に努めます。
- ・働くことを希望する障がい者に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- ・事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい福祉サービス事業所の指定を受けていただくよう働きかけをします。
- ・医療的ケアを必要とする障がい者(児)を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備について、自立支援協議会と協力し、関係機関に働きかけをします。

<事業所の状況等>

サービス名	事業所名	所在市町村	定員(人)
生活介護	常岩の里ながみね	飯山市	40
	のぞみの郷高社	中野市	40
	きなり	中野市	20
	発達サポーターズねくすと	中野市	20
自立訓練(生活訓練)	わっこ	飯山市	20
就労継続支援(A型)	フジすまいるファーム飯山	飯山市	20
就労継続支援(B型)	ふっくら工房ふるさと	飯山市	40
	未来工房つむぎ	中野市	20
	つくしの家	木島平村	20
短期入所(福祉型)	常岩の里ながみね	飯山市	4
	のぞみの郷高社	中野市	2
	はるかぜ	中野市	6

ほか

3 居住系サービス

<共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助>

<サービス内容>

○自立生活援助

施設・グループホーム・病院等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立的な生活援助を行います。

○共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行ったり、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。

○施設入所支援

施設に入所する人に、主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

<過去の実績と今後の見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	
自立生活援助	人	見込	1	1	1	1	1	
		実績	1	0				
共同生活援助	人	見込	50	63	63	53	54	55
		実績	49	51				
施設入所支援	人	見込	22	18	9	25	24	23
		実績	28	28				

- ・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

医療機関から退院可能な精神障がい者や施設入所者へ地域生活移行のための生活の場として、共同生活援助(グループホーム)や一人暮らしへの移行が見込まれます。一人暮らしへの移行にあたり、自立生活援助の利用者が見込まれます。

<サービス量の確保策>

- ・より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を支援します。
- ・自立支援協議会と協力し、グループホーム事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい福祉サービス事業所の指定を受けていただくよう働きかけをします。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
3 居住系サービス

<事業所の状況等>

サービス名	事業所名	所在市町村	定員
共同生活援助 (グループホーム)	ピュアライフ杏	飯山市	5
	ホームとなご	飯山市	6
	第二かたくり	飯山市	4
	栄荘	飯山市	3
	エムハイツ	飯山市	5
	ときわホーム	飯山市	9
	静間ホーム	飯山市	5
	たまちホーム	飯山市	5
	ホームさわらび	飯山市	4
	ほーむ むぎ	中野市	6
	ほーむ はな	中野市	6
	施設入所支援	常岩の里ながみね	飯山市
のぞみの郷高社		中野市	30

ほか

4 相談支援

<計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援>

<サービス内容>

○計画相談支援

支給決定前又は支給決定変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整や計画の見直しを行います。

○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

○地域定着支援

居宅等において単身で生活している障がい者や施設・病院から退所・退院した者や地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の際に相談や緊急訪問等を実施します。

<過去の実績と今後の見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	
計画相談支援	人	見込	60	60	60	72	74	76
		実績	58	68				
地域移行支援	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0				
地域定着支援	人	見込	10	10	10	9	9	9
		実績	8	9				

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

<サービス量の確保策>

- ・計画相談支援充実のため、指定特定相談支援事業者の指定を促進します。
- ・自立支援協議会と協力し、相談支援専門員の資質の向上を支援します。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策

4 相談支援

<事業所の状況等>

事業所名	所在地
こころサポートステーションこの葉	飯山市
常岩の里ながみね	飯山市
相談支援事業所 よろこび	中野市
ながでんハートネットカラー's 中野	中野市
中野市障がい児者相談支援事業所	中野市
はるかぜ	中野市
北信圏域障害者総合相談支援センター	中野市
未来工房つむぎ	中野市
障がい者相談支援事業所 みのり	山ノ内町
相談支援事業所 たむろ	中野市

5 障がい児支援

<児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
医療型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援、
障がい児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター>

<サービス内容>

○児童発達支援

障がいのある未就学児を対象にした通所訓練施設です。療育や機能訓練に特化した施設や幼稚園等の代わりにほぼ毎日サービスを利用される場合もあります。

○医療型児童発達支援

発達支援に併せて治療を行うのが医療型です。

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児等であって、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象とし、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与等の支援を行います。

○放課後等デイサービス

主に小学生から高校生までの学校に通っている障がい児が、学校の帰りや土日、祝日などの休校日や長期休暇に利用する通所訓練施設です。

○保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が、保育所等を隔週程度で訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

○福祉型児童入所支援

施設に入所する児童に、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。

○医療型児童入所支援

福祉型に併せて治療を行うのが医療型です。

○障がい児相談支援

障がい児が児童発達支援等を利用する前に、利用計画を作成し、支援開始後一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うためにコーディネーターを設置します。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
5 障がい児支援

<過去の実績と今後の見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
児童発達支援	人日分	見込	8	8	8	10	10	10
		実績	17	0				
	人	見込	2	2	2	1	1	1
		実績	2	0				
医療型児童発達支援	人日分	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
	人	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
居宅訪問型児童発達支援	人日分	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
	人	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
放課後等デイサービス	人日分	見込	166	176	186	200	210	220
		実績	160	224				
	人	見込	23	24	25	17	18	19
		実績	14	20				
保育所等訪問支援	人日分	見込	6	8	10	5	6	6
		実績	4	3				
	人	見込	3	4	5	3	4	4
		実績	3	2				
福祉型児童入所支援	人	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0				
医療型児童入所支援	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0				
障がい児相談支援	人	見込	7	8	9	8	8	8
		実績	6	8				
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネート者の設置	人	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2				

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

第3章 障がい福祉サービス等の必要な量(活動指標)の見込みと
そのサービス量確保のための方策
5 障がい児支援 6 発達障がい者に対する支援

<サービス量の確保策>

- ・障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、療育の場を確保します。
- ・教育、福祉、保健、医療等関係機関との関係者会議を開催するなど密接な連携を図り、一貫した相談・支援体制を構築します。

<事業所の状況等>

サービス名	事業所名	所在市町村	定員
児童発達支援	かすたねっと	中野市	8
	脳を育てる運動療育センター こどもプラス信州中野教室	中野市	10
	ひふみ 中野たかおか教室	中野市	10
放課後等デイサービス	北信圏域障害者生活支援センター コンパス	飯山市	10
	脳を育てる運動療育センター こどもプラス信州中野教室	中野市	10
	ながでんハートネットメゾふおるて中野	中野市	10
	ながでんハートネットメゾふおるて中野ポルカ	中野市	10
	ひふみ 中野たかおか教室	中野市	10
保育所等訪問支援	北信圏域障害者生活支援センター コンパス	飯山市	15
	ながでんハートネットメゾふおるて中野ポルカ	中野市	10

6 発達障がい者に対する支援

発達障がい者(児)が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しなどを行う「発達障がいサポート・マネージャー」の配置を継続します。

また、自立支援協議会においてもペアレントメンター*5 の養成やピアサポート*6 活動の普及について検討します。

*5 ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。

*6 ピアサポート

ピアは、「仲間」や「同輩」などと訳されます。複数の関係性において、何かしらの共通項をもち、対等性のある関係性を総称した言葉です。ピアという言葉自体は、障害や疾患のことに限らず、人と人がさまざまな共通項として生まれる関係性でもあります。ピアサポート(peer support)とは、こうした同じような共通項と対等性をもつ人同士(ピア)の支え合いを表す言葉です。

第4章 地域生活支援事業について

1 必須事業

<事業の概要>

○理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行い共生社会の実現を図る事業です。

○障がい者相談支援事業

障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居の調整や家主等への相談や助言を行い、障がい者の地域移行を図ります。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、必要に応じて申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を、確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

○意思疎通支援事業

聴覚及び音声、言語機能に支障がある障がい者等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して意思疎通の円滑化を図ります。また、手話通訳者を市役所等に設置して聴覚及び音声、言語機能に支障がある障がい者等の支援を行います。

○日常生活用具給付事業

障がいに応じて、自立した日常生活や在宅生活を支援するための用具の給付や住宅改修への補助を行います。

○移動支援事業

社会生活に必要な移動や外出を容易にするるとともに余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

○地域活動支援センター

障がい者の地域生活を支援するため、創作活動の場や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進を図ります。

<これまでと今後の取組み>

○理解促進研修・啓発事業、障がい者相談支援事業、住宅入居等支援事業

事業名	単位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
障がい者相談支援事業 基幹相談支援センター の設置	実施の有無	○	○	○	○	○	○
	設置力所数	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化 事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施の有無	×	×	×	×	×	×

平成19年度(2007年度)から北信圏域で自立支援協議会を設置し、運営事務局は、社会福祉法人高水福祉会の北信圏域障がい者総合相談支援センターに委託しています。

理解促進研修・啓発事業については、障がい者が社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、自立支援協議会を主体として各種研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ、地域共生社会の実現を図っていきます。

障がい者相談支援事業については、より専門的な人材を配置できる相談支援機能強化事業も含め、北信圏域障がい者総合相談支援センターに事業を委託しています。障がい種別を問わず、専門的かつ総合的な相談支援を提供する体制が確保されています。

現在、自立支援協議会では全体会及び運営委員会、各専門部会が運営され、行政や事業者、関係機関等での障がい者支援の連携を図っています。市では、このような協議会の活動が充実するよう、今後も継続して積極的に関わっていきます。

○成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○

成年後見制度利用支援については、平成23年度(2011年度)に実施要綱等を整備し、支援体制を整えました。平成27年度(2015年度)に北信圏域権利擁護センターを北信圏域で共同設置し、運営を始めました。これに伴い、成年後見制度についての相談をはじめ、法人後見の活動を推進しています。なお、65歳以上の高齢者については、権利擁護事業の一つとして市の地域包括支援センターでその役割を担っています。

令和3年度(2021年度)から、北信圏域権利擁護センターを4つの機能(広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能)を担う中核機関と位置付け、北信6市町村で連携を持ちながら成年後見制度利用促進に努めています。

○成年後見制度利用促進にかかる取組み

- ① 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行ないます。
- ② 市では成年後見人報酬助成、成年後見市長申立を行っています。今後は相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。
- ③ 現在、北信圏域権利擁護センター運營業務を受託している「NPO法人北信ふくしMねっと」で行っている法人後見の充実を図るとともに、市民後見なども含めて関係機関や支援者間の連携強化を進めます。

○意思疎通支援事業

事業名	単位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
手話通訳者、要約筆記者派遣 事業	見込(人)	3	3	3	3	3	3
	実績(人)	3	3				
手話通訳者設置事業	実施の有無	×	×	×	×	×	×

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

聴覚障がい者等の社会参加を進めるために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を行っており、今後も継続していきます。また手話通訳者設置についても需要や状況に応じて検討します。さらに、利用対象者に対しては、サービス利用方法などの周知や、障がい特性に合った支援の提供に努めます。

○日常生活用具給付事業

項目(給付等件数)	単位	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
介護訓練支援用具 (褥瘡防止用マット、体位変換器など)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	2	0				
自立生活支援用具 (聴覚障がい者用屋内信号装置など)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	2				
在宅療養等支援用具 (たん吸引器、透析液加温器など)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1				
情報・意思疎通支援用具 (聴覚障がい者用通信装置など)	見込	2	2	2	15	15	15
	実績	3	13				
排泄管理支援用具 (紙おむつ、ストーマ用装具など)	見込	440	440	440	440	440	440
	実績	429	411				
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0				

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

排泄管理支援用具(紙おむつ、ストーマ用装具など)への支給頻度が高く、今後もこの傾向は続くと予想されます。

○移動支援事業

単位：(左欄) 実利用者数 (人) (右欄) 月平均利用時間数 (時間)

	R03 (2021)		R04 (2022)		R05 (2023)		R06 (2024)		R07 (2025)		R08 (2026)	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
見込	90	197	90	197	90	197	85	85	85	85	85	85
実績	148	108	85	85								

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

移動支援事業については、個別支援、グループ支援等の様々なメニューを用意するとともに、利用しやすい制度を目指して、引き続き整備に努めていきます。

○地域活動支援センター

単位：(左欄) 設置力所数 (力所) (右欄) 実利用者数 (人)

	R03 (2021)		R04 (2022)		R05 (2023)		R06 (2024)		R07 (2025)		R08 (2026)	
	見込	実績										
見込	1	25	1	25	1	25	2	16	2	16	2	16
実績	1	16	2	16	2							

地域活動支援センターは市内に2カ所設置されており、在宅で社会との接点のない人や長期入院している精神障がい者が退院後に気軽に通える「日中の居場所」としての役割や、生産活動の場として就労に繋げる役割などを担っています。

今後も、障がい者が安心して利用できる居場所として地域活動支援センターを活用し、相談支援機能の強化や創作的活動及び地域との交流の場としての内容の充実を図り、周知に努めて、利用の促進につなげていきます。

2 任意事業 (その他の事業)

<事業の概要>

○日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中に障がい福祉サービス事業所等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的訓練その他必要な支援を行います。

○社会参加促進事業

障がい者(主に身体障がい者)の「自らが運転する自家用車の改造」に対して補助を行います。また、聴覚障がい者との交流活動の促進のために、手話講習会、要約筆記講習会、点字講習会等の奉仕員養成研修を行う事業です。

<これまでと今後の取組み>

○日中一時支援事業

単位：(左欄) 実利用者数 (人) (右欄) 延べ利用時間数 (時間)

項目		R03 (2021)		R04 (2022)		R05 (2023)		R06 (2024)		R07 (2025)		R08 (2026)	
障がい者	見込	30	250	30	250	30	250	17	67	17	67	17	67
障がい児		25	250	25	250	25	250	14	92	14	92	14	92
障がい者	実績	38	103	17	67								
障がい児		25	71	14	92								

・過去の利用実績、利用の増減等を勘案し算出しています。

本事業を実施する事業主体については、総合支援法に基づく事業所だけでなく、介護保険事業所やNPO法人等にも指定の幅を広げ、サービス量の確保に努めていきます。なお、市では、本事業のほか、心身障がい児(者)タイムケア事業を実施し、障がい者等の日中支援、介護者の負担軽減を図っています。

○社会参加促進事業

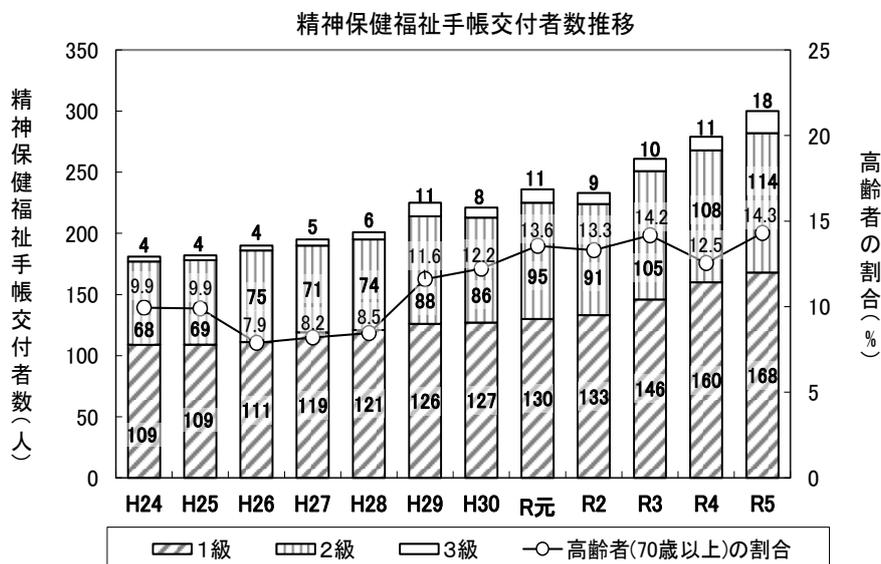
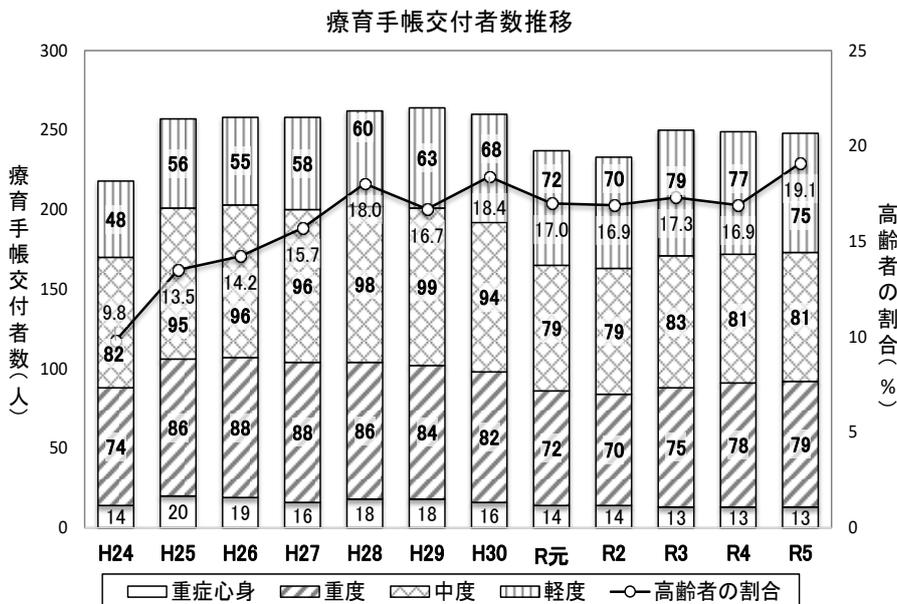
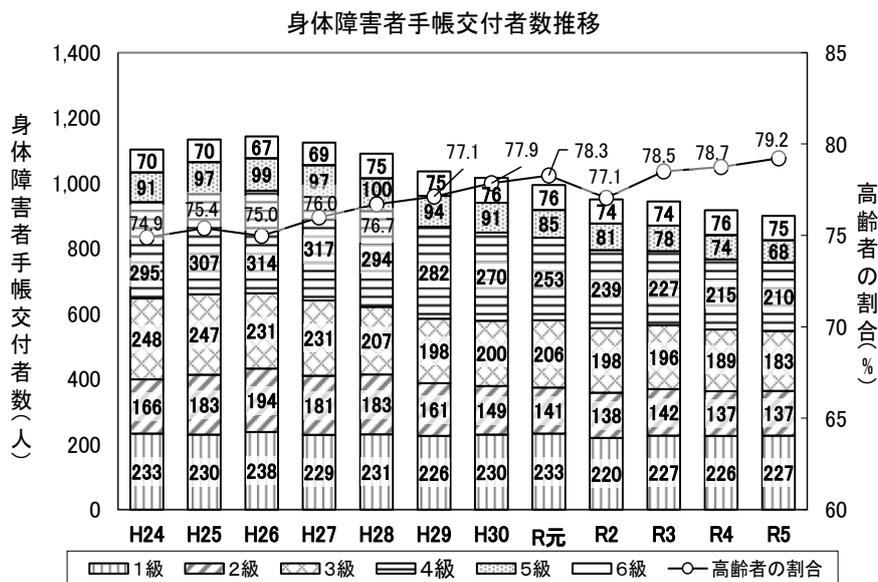
単位：件数 (件)

事業名		R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)
自動車改造助成事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

自動車改造費助成事業については、社会参加が見込まれる障がい者が必要に応じて有効に活用できるよう、情報提供に努め、今後も継続して実施していきます。

なお、奉仕員養成研修事業については、令和元年度(2019年度)まで北信圏域で実施をしていましたが、参加者数の減少により開催が困難となったため、令和2年度(2020年度)より休止しております。今後、手話通訳奉仕員等の養成講座について必要に応じて実施を検討します。

(資料1) 手帳交付者数の推移



(資料2) 北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図

令和5年度北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図

